

告示第二百二十四号

昭和三十八年七月二十六日

特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第二項の規定により発行する特別給付金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

一 表面（本券及び賦札）

りんかく	唐草と彩紋 式拾万円券	凹版刷	暗紫色
地紋	網目模様と白抜き唐草模様	平版刷	淡黄緑色
文字			
記号及び記名		平版刷	赤色
番号		凸版刷	赤色
その他の文字		平版刷	黒色
大蔵大臣印章		凸版刷	赤色

二 裏面（本券及び賦札）

記載欄及び模様	長彩紋と彩紋	平版刷	黄緑色
番号		凸版刷	赤色

三 用紙 すき入れ「大蔵省印」の白すきちらし